

令和2年9月30日

令和3年度の財政投融资計画要求書

(機関名：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構)

1. 令和3年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	541	456	85	18.6
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	541	456	85	18.6

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度末 残高(見込)	令和2年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	6,702	6,774	△71	△1.1
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	6,702	6,774	△71	△1.1

### 3. 事業計画及び資金計画

#### 事業計画

(単位：億円)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	585	499	86
(内訳) 国立大学附属病院 施設費貸付事業施設整備費	381	259	122
国立大学附属病院 施設費貸付事業設備整備費	204	240	△ 35

#### 資金計画

(単位：億円)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	585	499	86
(財源) 財政投融资	541	456	85
財政融資	541	456	85
産業投資	—	—	—
政府保証	—	—	—
自己資金等	44	43	1
財投機関債	50	50	—
貸付回収金等	689	699	△10
借入金等償還	△643	△667	24
その他	△52	△39	△12

## 財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構)

### <官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

国立大学附属病院は、将来の医療を担う医療人の教育・養成、臨床医学の発展と医療技術水準の向上への貢献、地域の中核拠点病院として質の高い最先端医療の提供、国際水準の医療の提供等の重要な使命・役割を担っている。このような外部経済効果を有する社会的要請に対して適切に応える必要があることから、国立大学附属病院の施設・設備の整備は政策的誘導が必要な分野として低利な財政融資資金を活用している。

また、国立大学附属病院が行う事業は、施設の老朽化・機能劣化対策、近年の医学の進歩に伴う医療の専門化・高度化への対応、防災機能強化や地球環境への配慮等の様々な対応を要するため、大規模・長期かつ多額の資金が必要であり、その償還も長期にわたることから、財政融資資金を活用することで民間金融機関では担えないリスクを負担している。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、文部科学大臣が定めるところにより資金の貸付けを行い、施設費貸付事業のために資金を借り入れ又は償還する際は文部科学大臣の認可を受ける（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（以下「機構法」という。）第16条、第19条、第21条）こととなっており、適切に支援が行われている。

### <対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

国立大学附属病院では、一定の収入を確保できる駐車場等整備において、民間の資金やノウハウを活用したPPP/PFI事業が行われている。また、民間金融機関でも対応可能な小規模な設備の整備については、民間金融機関からの借入れができることとされている。

#### <財投計画の運用状況等の反映>

#### 4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

旧独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「旧センター」という。）は、平成24年度に実施された「財政融資資金本省資金融通先等実地監査」において、「将来にわたって財政融資資金の償還確実性等を確保する観点から、現在行っている取り組みの精度を高める必要が認められるため、所要の検討・改善を求める。」との指摘を受けた。これを受け旧センターでは、平成25年度に貸付規程等を改正し平成26年度から新基準による審査を実施してきたところである。なお、平成28年4月の統合にあたり制定した貸付規則等は、旧センターの貸付規程等の趣旨及び内容を承継したものである。また、平成30年度に実施された「財政融資資金本省資金融通先等実地監査」における指摘を踏まえ、貸付規則の改正等を行っている。

財政融資資金等を財源とする施設費貸付事業の計画、実績及び実行状況等については、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）に定める主務大臣、監事、会計監査人による評価及び監査を受けており、適切な内容が反映された財投要求を行っている（通則法32条、39条）。

令和元年度の施設費貸付事業は、当初想定できなかった地下水の湧水対策等が必要となり工期遅延が生じたこと等から一部に繰越しが生じたものの、大部分は予定通り執行している。なお、運用残額は事業実施に伴う入札差額等である。

令和3年度要求では、運用残額等が生じないよう事業規模等を十分考慮し、貸付事業費585億円のうち、財政融資資金541億円を要求する。

（参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額）

	29年度	30年度	元年度
運用残額	12億円	35億円	5億円
運用残率	1.9%	6.9%	0.9%

#### <その他>

#### 5. 上記以外の特記事項

特になし

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合（％）。

## 財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構)

### 1. 令和3年度における財投機関債の発行内容

(1) 発行予定額

50億円

(2) 発行形態

一般担保付（コーポレート型）

### 2. 要求の考え方

令和3年度の財投機関債は、施設費貸付金の財源のほか、過去に発行した財投機関債の償還資金を含めて、50億円を発行することとし、令和2年度の計画と同様に5年債（満期一括償還）の発行を予定している。

(参考) 令和2年度における財投機関債の発行内容

・発行予定額 50億円

・発行形態 一般担保付（コーポレート型）

## 成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

医療人の養成、医学の発展、新たな医療等の提供、防災機能の強化、地球環境への配慮等に対応するために必要な施設整備及び高度な医療に対応するために必要な設備整備の資金として、財政融資資金541億円を要求する。

### 【参考】

「経済財政運営と改革の基本方針2020」

#### 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げー「ウイズコロナ」の経済戦略
  - (1) 医療提供体制等の強化
2. 防災・減災、国土強靱化ー激甚化・頻発化する災害への対応

#### 第3章 「新たな日常」の実現

3. 「人」・イノベーションへの投資の強化ー「新たな日常」を支える生産性向上
  - (1) 課題設定・解決力や創造力のある人材の育成
    - ②大学改革等
  - (2) 科学技術・イノベーションの加速
4. 「新たな日常」を支える包括的な社会の実現
  - (1) 「新たな日常」に向けた社会保障の構築
    - ①「新たな日常」に対応した医療提供体制の構築等

「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」

4. オープン・イノベーションの推進
  - (2) 新たに講ずべき具体的施策
    - iv) 自律的なイノベーション・エコシステムの構築
      - ② 高等教育・研究改革
        - ア) 大学改革等による知と人材の集積拠点としての大学の機能強化
        - イ) 研究力の向上

## 財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）

### 1. 政策的必要性

国立大学附属病院は、将来の医療を担う医療人の教育・養成、臨床医学の発展と医療技術水準の向上への貢献、地域の中核拠点病院としての質の高い最先端医療の提供、国際水準の医療の提供等の重要な使命・役割を担っており、その基盤となる施設・設備の整備は極めて高い公共性・公益性を有している。こうした社会的要請に対して適切に応える必要があることから、国立大学附属病院の施設・設備の整備は、政策的誘導が必要な分野として低利な財政融資資金を活用している。

文部科学省では、平成13年度から4次にわたって科学技術基本計画を受けて国立大学法人等施設整備5か年計画を策定し、計画的・重点的に国立大学附属病院の整備を推進しており、「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画」（平成28年度～令和2年度）では、教育研究診療機能を果たすため、事業の継続性を十分踏まえつつ施設整備を推進した。令和3年度からは、現在検討されている第6期の科学技術基本計画にあわせて、文部科学省において新たな施設整備計画を策定し、計画に基づき国立大学附属病院を整備することとしている。

### 2. 民業補完性

国立大学附属病院の施設・設備は、将来の医療を担う医療人の教育・養成、臨床医学の発展と医療技術水準の向上への貢献等の使命・役割を果たすため、特に高度な教育研究診療機能を期待されている。さらに、民間等の医療機関では困難な専門性の高い最先端医療の提供、地域医療や災害時における救命救急医療の中核を担う拠点病院として貢献するためにも、着実に事業を推進することが重要であると考えられる。

### 3. 有効性

国立大学附属病院の整備により、将来の医療を担う医療人の教育・養成、臨床医学の発展と医療技術水準の向上、地域医療の中核を担う拠点病院として質の高い最先端医療の提供、国際水準の医療の提供等を実現することができると考えられる。

### 4. その他

貸付先である国立大学法人からの償還は、安定した収入が見込まれる病院の診療収入を充てることとしている。施設・設備の整備後は診療収入の増加が見込まれることから、財政融資資金への償還には支障ないとする。

なお、貸付けの際は、個々の附属病院や国立大学法人の収支状況等に即した適切な貸付審査を実施するとともに、担保を徴することで償還確実性を確保している。

また、機構が施設費貸付事業において資金を借り入れ又は償還する際は、文部科学大臣の認可が必要となっている（機構法19条、21条）。

## 元年度決算に対する評価

(機関名：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構)

### 1. 決算についての総合的な評価

施設費貸付事業について、貸付残高は7,099億円であり、その原資である調達資金の内訳は財政融資資金借入金残高6,850億円、財投機関債残高は260億円である。資産において225億円、負債において216億円の減少が生じたが承継債務償還業務が着実に実施されたことにより、承継債務負担金債権及び承継債務が減少したことが主な原因である。

### 2. 決算の状況

#### (1) 資産・負債・資本の状況

		(単位：億円)		
		30年度決算額	元年度決算額	差増
○ 資産	流動資産	7,523	7,298	△225
	○ 負債	流動負債	685	681
	固定負債	6,642	6,430	△212
○ 純資産	利益剰余金	196	187	△10

(注) それぞれ四捨五入している。

#### (2) 費用・収益の状況

		(単位：億円)		
		30年度決算額	元年度決算額	差増
○ 費用	経常費用	92	78	△14
	○ 収益	経常収益	72	69
	当期純損失	20	10	△11

(注) それぞれ四捨五入している。